

公益財団法人やまがた森林と緑の推進機構 林業担い手育成事業 助成事業及び助成額一覧表

事業名	助成項目	助成対象	助成対象者	助成額等
1. 高度林業技術普及事業	①高度林業技術資格取得支援 高性能林業機械オペレーター養成など 高度林業技術資格の取得等に係る経費を助成する。	①受講経費 ②業務補償費(賃金及び旅費) 但し、助成対象は国・県・市町村等からの補助及び受講経費の消費税を除いた経費とする。	林業事業体	・受講経費の1/2以内 ・業務補償費 (賃金の1/2以内、旅費は10/10以内)
	②森林施業プランナー等人材育成支援 森林施業プランナー養成など、高度林業技術に対応した人材の育成に係る経費を助成する。	①受講経費 ②業務補償費(賃金及び旅費) 但し、助成対象は国・県・市町村等からの補助及び受講経費の消費税を除いた経費とする。		・受講経費の1/2以内 ・業務補償費 (賃金の1/2以内、旅費は10/10以内)
2. 新規参入促進対策事業	①新規参入奨励金支援 林業事業体が新規参入従事者を通年雇用する場合、奨励金を交付する。	①新規参入担い手の奨励金  但し、「緑の雇用」現場技能者育成事業による担い手は除く。		一人につき月2万円以内で、上限24ヶ月
	②林業担い手確保支援 安定的な林業労働力の確保を図るため、林業技術の取得に係る経費を助成する。	①受講経費 但し、助成対象は林業担い手の候補者リストに登録された者とする。		受講経費の10/10以内
	③住宅確保支援 林業事業体が新規参入従事者の住宅を借上げ提供する経費又は新規参入従事者へ支給する住宅手当に要した経費を助成する。	①住宅の借上げ家賃 ②住宅手当		・助成対象経費の1/2以内で月2万円上限 ・対象期間は新規採用開始後24ヶ月以内
	④インターンシップ等支援 インターンシップ(実務実習、体験学習等を含む)又は職場見学の受け入れ指導経費を助成する。	①インターンシップ受け入れ指導経費 ②職場見学の受け入れ経費	①1人・1日5,000円、1回当たり5日上限 但し、助成対象は2回までとする。 ②1回・1日10,000円	
⑤HP(ホームページ)開設・改良支援 新規参入促進を目的としたHPの開設又は改良に要した経費を助成する。	HP開設又は改良経費 但し、助成対象は消費税を除いた経費とする。	助成対象経費合計の1/2以内で、20万円を上限		

事業名	助成項目	助成対象	助成対象者	助成額等
3. 林業労働災害 防止対策事業	①振動障害特殊健康診断受診促進支援 振動障害特殊健康診断の受診経費を 助成する。	①振動障害特殊健康診断の受診経費	労災防止団体	助成対象経費合計の1/2以内
	②蜂アレルギー検診受診促進支援 蜂アレルギー検診の受診経費を助成 する。	①蜂アレルギー検診の受診経費		助成対象経費合計の1/2以内
	③エピペン(デカドロン)購入促進支援 エピペン(デカドロン)の購入経費を助成 する。	①エピペン(デカドロン)の購入に要する経費		助成対象経費合計の1/2以内
	④労働安全衛生管理体制整備支援 安全衛生指導員に対する研修及び巡回 指導等の実施に係る経費を助成する。	①報償費 ②旅費 ③需用費(消耗品費、印刷製本費等) ④役務費(通信運搬費、保険料等) ⑤使用料及び賃借料 但し、助成対象は国・県・市町村等からの補 助を除いた経費とする。		助成対象経費合計の1/2以内
	⑤安全装備品購入等支援 安全防護衣などの安全装備品や動力 遮断装置を備えた刈払機の購入経費、 緊急伝達が可能な無線機等や下刈り負担を軽 減し安全作業が可能となる装置(空調付き作業 服等)導入、簡易トイレの購入やレンタル経費を 助成する。	①安全装備品等購入費 ②安全管理が可能となる無線機等装置導入 経費 ③簡易トイレ購入費、レンタル料 但し、助成対象は消費税を除いた経費とす る。 また、当該安全防護衣は国、県、当機構から 過去3年以内に助成を受けた者(対象者及び 備品等の種類が同一)は助成の対象外とす る。	林業事業体	購入等費の1/2以内 但し、助成対象となる購入費の上限額は安全 防護衣等が一人につき10万円、刈払機が一 台、簡易トイレが一基・レンタル料一式につき 10万円とする。また、安全管理が可能となる装 置導入経費の上限額は25万円とする。

## 林業担い手育成事業の助成対象講習

令和2年4月調整

助成事業	講習又は教育名	日数	実施団体
高度林業技術資格取得支援	普通救命講習	1	林業・木材製造業労働災害防止協会 山形県支部 023-666-4810
	刈払機取扱者に対する安全衛生教育	1	
	伐木等の業務に係る特別教育	3	
	造林作業の作業指揮者等安全衛生教育	1	
	走行集材機械の運転の業務に係る特別教育	1～2	
	伐木等機械の運転の業務に係る特別教育	1～2	
	簡易架線集材装置等の運転の業務に係る特別教育	1～3	
	木材加工用機械作業主任者技能講習	2	
	荷役運搬機械等によるはい作業従事者に対する安全教育	1	陸上貨物運送事業労働災害防止協会山形県支部 023-633-2331
	ショベルローダー等の運転の技能講習	4	
	はい作業主任者技能講習	2	
	フォークリフト運転技能講習	4	
	車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習	2	建設業労働災害防止協会 山形県支部 023-642-3033
	小型車両系建設機械運転業務(3t未満)特別教育	2	
	不整地運搬車運転技能講習	2	
	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習	3	
	高所作業車運転技能講習	2	
	小型移動式クレーン運転技能講習	3	
	玉掛技能講習	3	
	林業架線作業主任者免許取得講習	14～	県外
安全衛生推進者養成講習	2	一般社団法人 山形労働基準協会 023-643-7871	
森林等林業人材育成支援	集約化実践研修	4	森林施業プランナー協会 03-6742-9029
	フォレストリーダー(現場管理責任者)研修	10～	山形県森林組合連合会 023-688-8100
	フォレストマネージャー(統括現場管理責任者)研修	10～	県外

注:この他の講習については、別途ご相談ください。